

介護老人保健施設の設置運営法人の決定の取消について

令和 1 0 年 3 月に川崎市麻生区内に開設を予定していた介護老人保健施設について、川崎市が設置運営法人として決定していた医療法人杏林会（きょうりんかい）（法人本部：東京都目黒区中央町 2 丁目 5 番 1 2 号）において、令和 5 年 3 月に発生した事件に関連し、法人の理事長（当時）らが令和 7 年 2 月に青森県警に逮捕され、その後理事長（当時）の有罪が確定したことや、令和 7 年 9 月、法人に対し青森県により医療法に基づく行政処分がなされたことが、本整備に係る募集要項のコンプライアンスに係る重大な事由に該当することから、令和 8 年 2 月、学識経験者等による川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会で再審査を行いました。

このたび、審査結果を踏まえ、令和 8 年 3 月 3 1 日に本施設整備の設置運営法人の決定を取り消しましたのでお知らせします。

1 整備の概要

(1) 趣旨

川崎市における在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点として「川崎市らしい都市型の地域居住の実現」に向けた取組を推進するため、「かわさきいきいき長寿プラン（川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、市内の民有地を活用した介護老人保健施設の整備を行うこととしていたものです。

(2) 募集サービス内容

介護老人保健施設 1 0 0 床、その他併設可能なサービス

2 対象施設の概要

(1) 対象施設

介護老人保健施設（仮称）リハビリパーク五月台（麻生区片平字富士塚 1 8 4 8 番 2 他）

(2) 設置運営法人

医療法人 杏林会（法人所在地：東京都目黒区中央町 2 丁目 5 番 1 2 号）

(3) 事業内容

- ・介護老人保健施設 1 0 0 床（ユニット型個室 3 6 床、多床室 6 4 床）
- ・短期入所療養介護（空床型）
- ・通所リハビリテーション

(4) 選定の経緯等

令和 5 年 3 月 2 7 日に開催した川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会の選定結果を踏まえ、同年 4 月 1 4 日、上記法人を設置運営法人として決定しました。なお、当初は令和 7 年 4 月に開設予定としていましたが、開発予定区域の調整に相当の期間を要した等により、令和 1 0 年 3 月に開設予定とされていました。

3 設置運営法人の取消について

(1) 経緯

設置運営法人において、次のとおり、本整備に係る募集要項に規定する、コンプライアンスに係る重大な事由に該当する事案が発生しました。そのため、同要項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 1 2 日に川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会を開催し、再審査を行いました。

【設置運営法人における「コンプライアンスに係る重大な事由」】

- ◎令和7年2月 設置運営法人が運営する病院で令和5年3月に発生した殺人事件に関して、法人の理事長（当時）らが、殺人事件の犯人隠蔽の容疑で逮捕されました。
（令和7年12月、逮捕された前理事長の有罪が確定しました。）
- ◎令和7年9月 青森県が、設置運営法人に対し、医療法に基づく行政処分を行いました。

(2) 再審査の状況等

選定基準（書類審査・面接審査の得点合計が、基準点（加点を除く満点60%）に到達しない場合、失格とする。）に基づき再審査を行った結果、次のとおり、得点合計が基準点に到達していませんでした。

再審査の結果を踏まえ、本施設整備の設置運営法人の決定を取消とします。

- *基準点 : 1,080点（書類審査：満点1,200点・面接審査：満点600点 の60%）
- *得点合計 : 782点（書類審査：555点・面接審査：227点・加点：0点）

(3) 備考

青森県による行政処分については、次のアドレスから御確認ください。

（みちのく記念病院への対応について - 青森県庁ホームページ）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/michinokukinenbyouin.html>

問合せ先

（施設整備に関すること）

川崎市健康福祉局総務部施設課 野中

電話 044-200-0463

（整備計画に関すること）

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 菊川

電話 044-200-2467